

アスベスト含有建築材料の種類

アスベスト含有建築材料は、法規制の目的により名称が異なります。

アスベスト含有建築材料は、発じんの度合いにより「レベル1～3」に便宜的に分類されています。レベル1は、もっとも飛散性の高いアスベスト含有吹付け材であり、建築基準法で規制されている吹付けアスベストなどが分類されます。

次いで飛散性の高いレベル2には、アスベスト含有保温材、断熱材、耐火被覆材が分類されます。

レベル3は、それ以外のアスベスト含有建材が分類され、主にスレートや岩綿吸音板などの成形板の仕上げ材料が多くあります。

アスベスト含有建築材料は、法規制の目的により名称が異なり、主な法における区分の名称を下表に示します。

主な法令におけるアスベスト含有建材の名称

建材の種類			
種 類	アスベスト含有吹付け材	アスベスト含有耐火被覆材、 アスベスト含有保温材、 アスベスト含有断熱材	その他のアスベスト含有 建材(成形板など)
法 令	(レベル1相当) ¹⁾²⁾	(レベル2相当) ¹⁾²⁾	(レベル3相当) ¹⁾²⁾
建築基準法 (所管:国土交通省)	吹付け材の内、下記の2種類を規定 ・吹付けアスベスト ・アスベスト含有吹付けロックウール	対象外	対象外
大気汚染防止法 (所管:環境省)	特定建築材料	特定建築材料	特定建築材料
労働安全衛生法 石綿障害予防規則 (所管:厚生労働省)	建築物等に吹き付けられた石綿等	石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等	石綿等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (所管:環境省)	廃石綿等 特別管理産業廃棄物 (飛散性アスベスト) ²⁾	廃石綿等 特別管理産業廃棄物 (飛散性アスベスト) ²⁾	石綿含有産業廃棄物 (非飛散性アスベスト) ²⁾

注1)建設業労働災害防止協会の「建築物の解体等工事におけるアスベスト粉じんへのばく露防止マニュアル」では作業レベルとしてレベル1～3を分類しているが、便宜的に主な建材の区分としても使用されている。

2) ()内は一般的な呼称。

出典:国土交通省「アスベスト対策Q&A」

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/Q&A/index.html#a8>